



資料編

資料 1 関係条例

(1)伊東市環境基本条例

平成 12 年 3 月 28 日

伊東市条例第 34 号

改正 平成 15 年 3 月伊東市条例第 9 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 8 条～第 18 条）

第 3 章 環境審議会（第 19 条・第 20 条）

附則

私たちのまち伊東は、緑なす山なみと紺碧の海、そして豊かな温泉に恵まれて国際観光温泉文化都市として着実な発展を続けてきた。

伊東市民はこれらの自然を限りなく愛し、また、誇りとしている。

このことは、「ふるさと伊東」を愛する多くの先人や市民のたゆまぬ努力によって育まれてきたものであり、さらにこれを大きな財産として次世代に引き継いでいくことが、私たちの努めである。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴う都市・生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきており、また、人の活動及び都市の活動そのものが、直接間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることで新たな対応が求められている。

私たちは、天与に恵まれた自然の中で住みよい生活を確保するため、伊東市民として自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指さなければならない。

このような認識の下に、伊東市は、市民の意思と行動を結集して環境の保全と創造とを推進し、国際観光温泉文化都市として健康で安全かつ快適な生活の確保を宣言して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。
- (4) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵沢の確保などに止まらず、水や空気、そこに生息する動植物などの自然の構成要件を有効に活用することにより、環境にやさしく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない快適で良好な環境を確保するとともに、現在及び将来の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨とし、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の地域の特性を生かし、自然と人とが共生できる潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域における日常的活動が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの共通の認識の下に、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識するとともに、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を自ら積極的に講じる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

- 第7条 旅行者その他本市に滞在する者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

- 第8条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。
- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の適正な保全が図られること。
- (2) 地域性豊かな自然景観及び恵まれた良質の温泉を適正に保全するとともに、歴史的、文化的遺産の保全及び緑化の推進を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (3) 森林、海岸、水辺地等における多様な自然環境が良好な状態に保持されるとともに、野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保が図られること。
- (4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等を促進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

（環境基本計画）

- 第 9 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する本市の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらが組織する団体並びに滞在者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第 19 条に規定する伊東市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

- 第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（規制的措置）

- 第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講じるものとする。

（誘導的措置等）

- 第 12 条 市は、市民等に対して必要かつ適正な経済的助成を行うことにより市民等が自らの行為による環境への負荷を低減させることを助長するために必要な措置を講じるように努めるものとする。
- 2 市は、市民等に対して適正かつ公平な経済的負担を課すことによりこれらの者が自らの行為による環境への負荷を低減させるよう誘導するための措置について調査及び研究を行い、必要があると認めるときは、そのための措置を講じるように努めるものとする。

（教育及び学習の振興）

- 第 13 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め環境への負荷の低減等に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講じるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

- 第 14 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講じるものとする。

（情報の提供）

- 第 15 条 市は、第 13 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するように努めるものとする。

（調査研究等）

- 第 16 条 市は、国、他の地方公共団体及びその他関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する監視及び測定並びに調査研究その他必要な措置を講じるように努めるものとする。

（公害等の処理）

- 第 17 条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正な処理に努めるものとする。

（国等との協力）

- 第 18 条 市は、地球環境の保全に関する施策その他広域的な取組を必要とする施策については、国、静岡県及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるとともに、市民等と協力して施策の推進を図るものとする。

第 3 章 環境審議会

（環境審議会）

- 第 19 条 市長の諮問に応じ市の環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに環境基本計画の推進等に関し、必要な調査審議を行うため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、伊東市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員 20 人以内で組織し、その委員は、学識経験のある者その他の市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（報酬及び費用弁償）

第 20 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和 22 年伊東市条例第 3 号）に定める其他法令及び条例に規定する委員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
（伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例の一部改正）
- 2 伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例（平成 8 年伊東市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「この条例は」の次に「、伊東市環境基本条例（平成 12 年伊東市条例第 34 号）の基本理念にのっとり」を加える。
（伊東市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正）
- 3 伊東市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 8 年伊東市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「この条例は」の次に「、伊東市環境基本条例（平成 12 年伊東市条例第 34 号）の基本理念にのっとり」を加える。

附 則

（平成 15 年 3 月 28 日伊東市条例第 9 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

伊東市環境審議会（2023 年 3 月現在）

職名	氏 名	所 属	選出区分
会 長	四宮 和彦	伊東市議会 議員	第 1 号 市議会議員
副会長	森 知子	伊東市女性連盟 理事長	第 3 号 市民の代表
委 員	佐藤 周	伊東市議会 議員	第 1 号 市議会議員
委 員	丹羽 忠昭	環境省環境カウンセラー	第 2 号 学識経験者
委 員	上村 昌延	伊東商工会議所 常議員	第 4 号 事業者の代表
委 員	清 真人	静岡県くらし・環境部環境局環境政策課長	第 5 号 関係行政機関の職員

(2)伊東市環境基本計画策定検討委員会設置要綱

平成 23 年 11 月 14 日

伊東市訓令甲第 9 号

改正 平成 24 年 3 月伊東市訓令甲第 2 号

改正 平成 28 年 3 月伊東市訓令甲第 6 号

(設置)

第 1 条 伊東市環境基本条例(平成 12 年伊東市条例第 34 号)に基づき定める伊東市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するに当たり、その調査及び研究をするため、伊東市環境基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 環境基本計画に関わる各部課との調整に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は市民部長を、副委員長は環境課長を、委員は別表に掲げる課の課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第 5 条 委員会に、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会から付託された事項について、調査、研究及び調整を行い、その結果を委員会に報告する。

3 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。

4 部会長は環境課長を、副部会長は環境課課長補佐を、部員は別表に掲げる課の課長補佐又は係長をもって充てる。

5 部会長は、必要に応じて作業部会を招集し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会及び作業部会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、環境基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日伊東市訓令甲第 2 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 17 日伊東市訓令甲第 2 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）（平28訓令甲6・一部改正）

企画課	建設課
危機対策課	都市計画課
財政課	下水道課
健康推進課	水道課
観光課	教育指導課
産業課	生涯学習課

資料2 策定経過

年月日			経過
令和3年	6月	25日	【策定検討委員会第1回作業部会】 ・策定方針の検討
	7月	3日	【第1回策定検討委員会】 ・策定方針の審議
	7月	28日	・策定方針の決定
	8月	12日	【策定検討委員会第2回作業部会】 ・環境に関するアンケート調査内容の検討
	8月	25日	【第2回策定検討委員会】 ・環境に関するアンケート調査内容の審議
	10月	14日	【第1回環境審議会】 ・策定方針、環境に関するアンケート調査内容の報告ほか
	10月22日～ 12月9日		【環境に関するアンケート調査の実施】 ・市民、事業所、高校生、中学生を対象に実施 ※滞在者は、伊東温泉観光客実態調査により実施
令和4年	2月	14日	【第2回環境審議会】 ・環境に関するアンケート調査結果報告ほか ※滞在者分を除く
	4月	27日	【策定検討委員会第1回作業部会】 ・策定方針変更の検討 ※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を併せて策定する旨の変更
	5月	10日	【第1回策定検討委員会】 ・策定方針変更の審議 ※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を併せて策定する旨の変更
	5月	19日	・策定方針の変更決定 ※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を併せて策定する旨の変更
	9月	27日	【第1回環境審議会】 ・環境に関するアンケート調査結果報告ほか
	11月	18日	【策定検討委員会第2回作業部会】 ・基本計画（案）の諮問の検討
	11月	28日	【第2回策定検討委員会】 ・基本計画（案）の諮問の審議
	12月	21日	・市長から伊東市環境審議会へ基本計画（案）の諮問
	12月	21日	【第2回環境審議会】 ・基本計画（案）の審議
令和4年12月22日～ 令和5年1月21日			・基本計画（案）に対する市民意見の募集
令和5年	2月	10日	【第3回環境審議会】 ・基本計画（案）及び基本計画（案）の答申（案）の審議
	2月	15日	・伊東市環境審議会から市長へ基本計画（案）の答申
	2月	22日	【策定検討委員会第3回作業部会】 ・基本計画（案）の検討
	3月	15日	【第3回策定検討委員会】 ・基本計画（案）の審議
	3月	24日	・基本計画の決定 ・政策会議へ基本計画を報告

資料 3 諮問・答申

(1) 諮問

伊 環 第 6 1 6 号

令和4年12月21日

伊東市環境審議会

会長 四 宮 和 彦 様

伊東市長 小 野 達 也

第三次伊東市環境基本計画（案）について（諮問）

本市における環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第三次伊東市環境基本計画（案）を策定しましたので、伊東市環境基本条例（平成12年伊東市条例第34号）第9条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

以 上

(2)答申

伊 環 審 第 5 号

令和5年2月15日

伊東市長 小 野 達 也 様

伊東市環境審議会

会長 四 宮 和 彦



第三次伊東市環境基本計画（案）について（答申）

令和4年12月21日付け伊環第616号をもって諮問のあった第三次伊東市環境基本計画（案）については、慎重に審議した結果、下記のとおり本審議会の意見を決定したので答申します。

なお、本計画の推進には、市民、事業者及び滞在者の協力が欠かせないことから、周知啓発に注力するとともに、必要に応じて条例の制定や予算措置などに努めるよう要望します。

記

1 第三次伊東市環境基本計画（案）

第三次伊東市環境基本計画（案）については、本計画案の一部を別紙修正意見のとおり修正し、他は本計画案のとおり決定した。

2 審議会の審議状況

令和4年12月21日 第1回審議会

第三次伊東市環境基本計画（案）説明及び審議

令和5年2月10日 第2回審議会

第三次伊東市環境基本計画（案）審議及び答申決定

3 審議を行った委員

会 長	四 宮 和 彦
副会長	森 知 子
委 員	佐 藤 周
同	丹 羽 忠 昭
同	上 村 昌 延
同	清 真 人

以 上

資料4 参考資料

(1) 温室効果ガス削減見込量

■削減見込量の算定①

取り組み		指標	設定値			削減見込量 (千 t-CO ₂)		根拠
			2019 (令和元) 年度	2030 (令和12) 年度	2050 (令和32) 年度	2030 (令和12) 年度	2050 (令和32) 年度	
産業部門								
高性能ボイラーの導入	製造業への導入	高性能ボイラー導入率	0.0%	10.0%	30.0%	0.9	2.0	G
	建設業・鉱業への導入	高性能ボイラー導入率	0.0%	10.0%	30.0%	1.0	3.0	G
ESCO 事業による省エネ技術の導入	製造業への導入	ESCO 事業導入率	0.0%	10.0%	40.0%	0.1	0.2	G
	建設業・鉱業への導入	ESCO 事業導入率	0.0%	10.0%	40.0%	0.0	0.1	G
その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	【業種横断】高効率空調の導入、産業 HP の導入、産業用照明の導入、低炭素工業炉の導入、産業用モータ・インバータの導入、コージェネレーションの導入	—	—	—	—	0.6	0.6	A
	【鉄鋼業】電力需要設備効率の改善、発電効率の改善(自家発)、省エネルギー設備の増強	—	—	—	—	0.0	0.0	A
	【化学工業】化学の省エネルギープロセス技術の導入	—	—	—	—	0.1	0.1	A
	【建設施工・特殊自動車分野】ハイブリッド建機等の導入	—	—	—	—	0.5	0.5	A
	【施設園芸・農業機械・漁業分野】施設園芸における省エネルギー設備の導入、省エネルギー農機の導入、省エネルギー漁船への転換	—	—	—	—	0.3	0.3	A
業種間連携省エネルギーの取組推進		—	—	—	—	0.0	0.0	A
燃料転換の推進		—	—	—	—	0.1	0.1	A
FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施		—	—	—	—	0.0	0.0	A
業務その他部門								
高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器導入率	※0.0%	10.0%	50.0%	3.2	12.0	G
	潜熱回収型給湯器の導入	潜熱回収型給湯器導入率	※0.0%	5.0%	20.0%	0.2	0.7	G
業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入		業務用燃料電池コージェネレーションシステム導入率	※0.0%	5.0%	30.0%	0.2	1.1	G
ESCO 事業による省エネ技術の導入		ESCO 事業導入率	※0.0%	10.0%	60.0%	1.2	5.5	G
市の事務事業における省エネルギー行動の実践		市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減率	※0.0%	29.6%	100.0%	4.2	14.0	B
計画・制御システムの導入	BEMS の導入	計画・制御システム (BEMS など) 導入率	※0.0%	20.0%	100.0%	1.9	7.2	G
建築物の省エネルギー化	建築物の省エネルギー化 (改修)	—	—	—	—	3.2	12.0	A
高効率な省エネルギー機器の普及	高効率照明の導入	—	—	—	—	1.3	1.3	A

■削減見込量の算定②

業務その他部門								
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	—	—	—	—	3.1	3.1	A
廃棄物処理における取組	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	—	—	—	—	0.0	0.0	A
脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	—	—	—	—	1.9	1.9	A
家庭部門								
高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器導入率	0.0%	10.0%	70.0%	1.8	10.2	G
	潜熱回収型給湯器の導入	潜熱回収型給湯器導入率	0.0%	5.0%	20.0%	0.1	0.4	G
家庭用コージェネレーションの導入	燃料電池コージェネレーションシステムの導入	燃料電池コージェネレーションシステム導入率	0.0%	5.0%	30.0%	0.3	1.3	G
	ガスコージェネレーションシステムの導入	ガスコージェネレーションシステム導入率	0.0%	5.0%	20.0%	0.1	0.2	G
計画・制御システムの導入	HEMS、スマートメーター、省エネナビなどの導入	計画・制御システム（HEMS など）導入率	0.0%	20.0%	100.0%	0.8	3.3	G
高効率照明の導入	LED 照明への切り替え	高効率照明（LED）導入率	0.0%	5.0%	25.0%	0.1	0.5	G
省エネルギー行動の実践（2019 年度を基準）		省エネルギー行動実践率の向上率	0.0%	15.0%	50.0%	0.8	2.7	G
エコ診断の実施		エコ診断の実践率	0.0%	10.0%	100.0%	0.1	0.8	G
緑のカーテンの設置		緑のカーテン設置率	※0.0%	10.0%	100.0%	0.4	3.5	G
住宅の省エネルギー化	住宅の省エネルギー化（新築）、住宅の省エネルギー化（改修）	—	—	—	—	5.1	5.1	A
高効率な省エネルギー機器の普及	浄化槽の省エネルギー化（低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を削減した浄化槽の導入、中大型浄化槽の省エネ化）	—	—	—	—	0.1	0.1	A
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	—	—	—	—	2.9	2.9	A
脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進、照明の高効率利用	—	—	—	—	1.5	1.5	A

■削減見込量の算定③

取り組み		指標	設定値			削減見込量（千t-CO ₂ ）		根拠
			2019 （令和元） 年度	2030 （令和12） 年度	2050 （令和32） 年度	2030 （令和12） 年度	2050 （令和32） 年度	
運輸部門								
クリーンエネルギー自動車の導入	電気自動車（EV）の導入	電気自動車（EV）導入率	0.1%	3.0%	70.0%	1.7	31.5	C
	プラグインハイブリッド自動車（PHV）の導入	プラグインハイブリッド自動車（PHV）導入率	0.1%	3.0%	10.0%	1.7	4.4	C
	ハイブリッド自動車（HV）の導入	ハイブリッド自動車（HV）導入率	8.3%	15.0%	15.0%	3.6	1.3	C
	燃料電池自動車（FCV）の導入	燃料電池自動車（FCV）導入率	※0.0%	0.0%	5.0%	0.0	2.3	G
エコドライブの実践	エコドライブ関連装置の導入	エコドライブ関連装置導入率	※0.0%	5.0%	100.0%	0.2	3.0	G
	エコドライブの実践	エコドライブ実践率	※0.0%	10.0%	50.0%	1.0	3.5	G
公共交通機関の利用促進	公共交通機関の積極的な利用	公共交通機関を利用している人の割合	※0.0%	10.0%	50.0%	0.5	1.8	G
	自転車の利用促進	—	—	—	—	0.2	0.2	A
テレワークの実践		テレワーク実践率	※0.0%	10.0%	50.0%	0.1	0.5	G
道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	道路交通流対策等の推進、信号機の集中制御化・ハイブリッド化、LED道路照明の整備促進、交通安全施設の整備（信号灯器のLED化の推進）、自動走行の推進	—	—	—	—	1.4	1.4	A
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化、地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化	—	—	—	—	0.8	0.8	A
鉄道・船舶分野の脱炭素化	鉄道分野の脱炭素化の促進	—	—	—	—	0.8	0.8	A
トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進、環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	—	—	—	—	1.3	1.3	A
廃棄物処理								
廃プラスチックなどの削減	廃プラスチック焼却量の削減	一般廃棄物処理焼却量の削減率	※0.0%	15.5%	43.1%	2.4	8.2	D、G
		ごみ質に占める廃プラスチック割合（目標）	21.1%	18.0%	0.0%			G
		燃やすごみに含まれる水分（目標）	39.1%	39.1%	39.1%			G
食品ロスの削減		食品ロスの削減率	0.0%	50.9%	100.0%	0.2	0.4	D、G
森林吸収等								
森林によるCO ₂ 吸収	森林管理の継続	—	—	—	—	12.7	12.7	E
農地土壌によるCO ₂ 吸収	農地土壌の炭素吸収源対策	—	—	—	—	0.1	0.1	A
都市緑化によるCO ₂ 吸収	都市緑化等の推進	都市公園面積（ha）				0.3	0.3	G

削減見込量の算定④

取り組み		指標	設定値			削減見込量 (千 t-CO ₂)		根拠
			2019 (令和元) 年度	2030 (令和12) 年度	2050 (令和32) 年度	2030 (令和12) 年度	2050 (令和32) 年度	
再生可能エネルギー								
太陽光発電の導入	10kW 未満	設置数 (戸)	1,588	2,402	5,864	5.4	54.9	F、G
		新設住宅の太陽光 発電・設置割合	16.0%	60.0%	100.0%			F、G
	10kW 以上	設置数 (戸)	302	370	1,336			F、G
		新設建物の太陽光 発電・設置割合	6.0%	50.0%	100.0%			F、G
風力発電施設の導入		設備容量 (kW)	0.0	0.0	600.0	0.0	0.8	F、G
水力発電施設の導入		設備容量 (kW)	306.0	306.0	356.0	0.0	0.2	F、G
地熱発電 (低温バイナリー) 施設の導入		設備容量 (kW)	0.0	0.0	3,000.0	0.0	12.6	F、G
バイオマス発電施設の導入		設備容量 (kW)	0.0	0.0	300.0	0.0	1.3	F、G
太陽熱利用施設の導入		設置数 (戸)	745	800	900	0.0	0.1	F、G
地中熱利用施設の導入		設置数 (戸)	0	0	400	0.0	4.1	F、G

注) 端数処理の関係上、削減見込量の和が合計値と合わない場合がある。

※印は 2019 (令和元) 年度を基準 (0%) としたものである。

根拠一覧

	根拠
A	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して伊東市分を設定 (2050 (令和 32) 年度は削減見込量が設定されていないことから、2030 (令和 12) 年度と同じ数値で設定)
B	「伊東市役所地球温暖化対策実行計画 (第 4 次エコアクションプラン)」の目標値から設定
C	「静岡県自動車保有台数」の近年の動向、「次世代自動車戦略 2010」などを基本として設定
D	「伊東市一般廃棄物処理基本計画」の目標値から設定
E	森林による吸収は「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画」の森林吸収量から伊東市分を按分、都市緑化による吸収は公園緑地面積から設定
F	環境省・再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)
G	独自に設定

資料5 用語解説

あ行

■アイドリングストップ

長時間の駐停車時に自動車のエンジンを切ること。これによりガソリンの節約、大気汚染や二酸化炭素排出の抑制につながる。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿・生活雑排水」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

■エコツーリズム

自然や環境を損なわない範囲で、自然観察や地域住民の生活・歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

■エコドライブ

環境に配慮した自動車運転のこと。具体的には、やさしい発進を心掛けたり、無駄なアイドリングをやめたりして、燃料の節約に努める。地球温暖化に影響を与える二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、大気汚染の原因となる窒素酸化物や粒子状物質の減少にもつながる。

か行

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。ゼロカーボンともよばれる。

■海洋プラスチックごみ

海洋を漂うプラスチックごみのこと。その中でも長期間かけて細くなり、直径5mm以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。

■外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、2005（平成17）年6月より施行されている。海外からの外来種（主として明治以後に外国から入ってきた外来種に焦点を当てている）による日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国などによる防除措置等を定め、違反者には罰則もある。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単

独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音などに係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なる。

■環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となる恐れのあるものをいう。工場・家庭からの排水やごみ、自動車の排気ガスなどのほか、自然を破壊する原因となるものや、二酸化炭素のように蓄積した結果、支障を生ずる可能性のあるものも含まれる。

■環境保全型農業

農薬や化学肥料などの使用量の削減、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

■環境マネジメントシステム（EMS）

企業などの事業組織が法令の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きをいう。

■クールビズ

冷房時の室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。

■クリーンエネルギー自動車

石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼル車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。電気自動車、天然ガス自動車、ガソリン車と電気自動車を組み合わせたハイブリッド自動車、燃料電池車などがある。

■グリーンバンク

静岡県グリーンバンクでは、ゴルフ場緑化協力を始め、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を

得て、緑あふれる生活環境づくりを進めている。具体的には苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

■建築物省エネ法

建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的として 2015（平成 27）年に制定された。正式名称は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」。住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講じたため、省エネ法から建築物に係る部分が移行された。

■コージェネレーション（熱電併給）

天然ガス、石油、LP ガスなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの刺激性を有する物質の総称をいう。

■高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。ヒートポンプ型や潜熱回収型などがある。

■コミュニティプラント

住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するものであり、地域で共同に利用する合併処理浄化槽ともいえる。

■コンポスト

家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

さ行

■最終処分場

環境保全の観点から、汚水の外部流出、地下水汚染、廃棄物の飛散・流出、ガス発生等を防止しながら、所要量の廃棄物を安全に埋立処分できる構造物のこと。

■再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを指す。

■サテライトオフィス

企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィス。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、食べ残し、消費期限や賞味期限切れなどによる廃棄、規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残りなどがある。

た行

■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの 3 物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

■脱炭素社会

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会のこと。

■単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理することができない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

■地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されるとともに、輸送エネルギーの省エネルギー化や農林水産業の振興にも効果が期待できる。

■低温バイナリー

水より沸点の低い作動媒体（代替フロン、水とアンモニアの混合液等）を熱交換器によって加熱、蒸発させ、この媒体の蒸気でタービンを回す方式をバイナリー発電と呼ぶ。加熱流体と作動媒体と二つあることからバイナリー式と呼ばれている。環境省・再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)では、低温バイナリーを 53~120℃としている。

■低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。次世代自動車と低燃費・低排出ガス認定車が含まれる。

■都市公園

都市公園は都市住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。

な行

■ナショナルトラスト運動

市民が自分たちのお金で身近な自然や歴史的な環境を買い取って守るなどして、次の世代に残すという運動。

■野焼き

法律で認められた方法以外で物を燃やす行為をいう。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」との規定があり、家の庭先などで木くず・紙くず・廃プラスチックなどのごみを燃やすことは野焼きになる。しかし、どんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

■ノンフロン製品

フロン類はオゾン層の破壊や温室効果ガスとして環境に大きな負荷を与えることから、フロン類を使わない製品の開発が進められている。最近ではアンモニアや二酸化炭素、水、炭化水素、空気などを冷媒として使用する技術や製品の開発が進んでおり、これらを総称してノンフロン製品と呼ぶ。

は行

■バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などがある。

■不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。「廃棄物の処理及び

清掃に関する法律」では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

ま行

■緑のカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。見た目が涼しげだけではなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネルギーの手法として注目されている。

■モビリティ・マネジメント

地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みのこと。

■モーダルシフト

自動車などに偏った輸送機関を鉄道、船舶、バスなどの公共的な輸送機関に移行させること。

や行

■有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育環境に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。

ら行

■緑地

都市公園法第3条第1項に「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」とされている。

英数

■BEMS・FEMS・HEMS

エネルギーの消費を監視・制御するシステムのこと。HEMSは住宅向け、BEMSはビル向け、FEMSは工場向けのシステム。電力使用量を可視化したり、自動的に電気使用量をコントロールすることができる。

■BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

■COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

■COOL CHOICE（クールチョイス）

2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比で26%削減するという目標達

成のために、日本の省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

■ESCO 事業

ビルや工場の省エネ化に必要な、技術、設備、人材、資金などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

■HEMS

住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池等）などのエネルギー生産機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

■NPO

民間非営利団体の略称。正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な民間の活動をする団体。

■PDCA サイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画策定(plan)、実行(do)、点検・評価(check)、見直し(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

■ppm

微量の割合を表す単位で濃度や含有率を示すのに用い、100万分の1を1ppmという。気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、1ppmとは1m³の大気中に1cm³の汚染物質が含まれていることを表す。